

公益法人の会計に関する諸課題及び検討 その2

『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について』(最終報告書素案)

内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会が、平成 27 年 2 月に公表した報告書です。

関心の高いと思われる事項を絞って、その内容を解説します。

今回のブログテーマは、「**収支相償への対応策**」です。

検討事項 2-1 公益目的保有財産としての金融資産の取得

収支相償を満たさず公益目的事業会計の正味財産が増加した。この剰余金の解消を翌年度の事業拡大等で説明する場合に、公益目的保有財産取得として金融資産を取得することは認められるか否か。

結論

翌年度の事業拡大を行う場合に、必要な運用益を確保するために**基本財産**として一定額の金融資産を保有することは十分考えられます。例えば、保有する金融資産の運用益を中心に事業を行っている財団法人においては、公益目的保有財産を金融資産として取得することが、事業の拡大を図るうえで必要な措置です。

しかしながら、これらの場合に公益目的保有財産の積み増しに伴って事業の拡大が適切になされなければ、**収支相償**や**遊休財産額の保有制限**に関する制度の趣旨を潜脱するおそれがあります。

そこで、**公益目的保有財産として金融資産を取得することを無制限に認めるのではなく、金融資産を取得することの必要性と合理性について、次の項目を確認しなければなりません。**

- イ 事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと
- ロ 事業拡大の内容が具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等(理事会等の承認、決定)されていること

ハ 運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること（事業拡大に伴う費用と運用益のバランスの適正性）

ニ その他、事業の財源として剰余金を用いることについて望ましい理由があること

検討事項 2-2 過去の赤字の補てん

過去の事業年度で発生した赤字を補てんすることについて、当該事業年度以降発生した剰余金の使途として認められるか否か。



結論

過去の事業年度で発生した赤字が存在する場合においても、発生した剰余金の使途については、認定法の考え方に従い、将来に向って公益目的活動に投資することの説明が必要になります。

したがって、**当年度に発生した剰余金(利益)を過去の事業年度で発生した赤字の補てんに使うことは適当ではありません。**

図示すると、次のようになります。

《過去の赤字の補てんに**使うことができない**と考える立場》

次のような損益状況を前提とします。

前年度	当年度	翌年度
△40	30	△50

公益目的事業会計において、当年度 30 の利益が発生。収支相償を満たしていない。その対応策として、翌年度に公益目的事業会計における事業費を増やして、赤字にする。

結果として、当年度と翌年度のトータル損益は

$30 + \Delta 50 = \Delta 20$ となり、2 期間を考えれば収支相償を満たします。

しかし、本当に当年度の利益は「将来に向って公益目的活動に投資する」という方向性しか認められないのでしょうか。字面だけではもっともな話です。実はこの問題は、収支相償をどの時間軸で捉えるかという問題に他なりません。

「当年度+翌年度」という捉え方に変えて、「前年度+当年度」と考えても問題ないはずで

す。

この場合は、次のようになります。

《過去の赤字の補てんに使うことができる」と考える立場》

次のような損益状況を前提とします。

前年度	当年度	翌年度
△40	30	△50

公益目的事業会計において、当年度 30 の利益が発生。収支相償を満たしていない。しかしながら、当年度の利益は、前年度における事業活動の成果と考えれば、前年度と当年度とのトータルで収支相償を判定することも可能である。

結果として、

$\Delta 40 + 30 = \Delta 10$ となり、2 期間を考えれば収支相償を満たします。

今回の結論では、当年度に発生した剰余金(利益)を過去の事業年度で発生した赤字の補てんに使うことは適当ではない、となりました。

しかし、この問題は引き続いて課題として認識し、対応策の検討を続けていかなければならないと考える方は多いと思います。